

## ■ 定期報告の対象建築物

用途		規模 (いずれかに該当するもの)	福岡県	北九州市	福岡市	久留米市	大牟田市
A	劇場・映画館・演芸場・観覧場・公会堂・集会場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地階又は3階以上の階のA &gt; 100㎡ &lt;※&gt;</li> <li>・客席部分のA ≥ 200㎡ (Aが避難階のみにあるものは除く)</li> <li>・主階が1階にないもの(劇場・映画館・演芸場) &lt;※&gt;</li> <li>・A &gt; 300㎡ (劇場・映画館・演芸場・観覧場)</li> </ul>	○	○	○	○	○
B	ホテル、旅館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地階又は3階以上の階のA &gt; 100㎡ &lt;※&gt;</li> <li>・2階のA ≥ 300㎡</li> <li>・地階又は3階以上の階に当該用途があり、かつ A &gt; 300㎡</li> </ul>	○	○	○	○	○
C	病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地階又は3階以上の階に当該用途があるもの &lt;※&gt;</li> <li>・2階のA ≥ 300㎡</li> <li>・階数が3以上 かつ A &gt; 300㎡</li> </ul> 上記規模以外で、床面積が200㎡を超える建物は防火設備のみ対象	○	○	○	○	○
J	有床診療所		○	○	○	○	○
D	百貨店・マーケット・その他物品販売を営む店舗・展示場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地階又は3階以上の階のA &gt; 100㎡ &lt;※&gt;</li> <li>・2階のA ≥ 500㎡</li> <li>・A ≥ 3000㎡ (Aが避難階のみにあるものは除く)</li> <li>・地階又は3階以上の階に当該用途があり、かつ A &gt; 1000㎡ (展示場除く)</li> </ul>	○	○	○	○	○
E/F/G	共同住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5階以上に当該用途 (福岡市のみ5階以上のいずれかの階のA &gt; 100㎡ &lt;※&gt;)</li> </ul>	○	○	○	○	○
H	地下街	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居室の床面積の合計 &gt; 1500㎡</li> </ul>	○	○	○	○	○
I	飲食店等 <※1>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地階又は3階以上の階のA &gt; 100㎡ &lt;※&gt;</li> <li>・2階のA ≥ 500㎡</li> <li>・A ≥ 3000㎡ (Aが避難階のみにあるものは除く)</li> </ul>	○	○	○	○	○
K	就寝用福祉施設 <※2>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地階又は3階以上の階のA &gt; 100㎡ &lt;※&gt;</li> <li>・2階のA ≥ 300㎡</li> </ul> 上記規模以外で、床面積が200㎡を超える建物は防火設備のみ対象	○	△	○	△	○
L			○	○	△	○	○
M			○	○	△	△	○
N	体育館、博物館、美術館等 <※3>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3階以上の階のA &gt; 100㎡ &lt;※&gt;</li> <li>・A ≥ 2000㎡ (Aが避難階のみにあるものは除く)</li> </ul>	○	○	○	○	○
上記の建築物に付属する建築設備 (共同住宅は除く) <ul style="list-style-type: none"> <li>● 換気設備 (機械換気、空調)</li> <li>● 排煙設備 (機械排煙のみ)</li> <li>● 非常用の照明装置</li> </ul>			【記載内容の凡例】 A：当該用途の床面積 ・地階又は3階以上の階のA > 100㎡ 地階又は3階以上の階にある当該用途の床面積が100㎡超 ・2階のA ≥ 300㎡ 2階の当該用途の床面積が300㎡以上 ・地階又は3階以上の階にAを含み、かつA > 300㎡ 地階又は3階以上の階に当該用途があり、かつ建物全体で当該用途の床面積が300㎡超 ・階数が3以上 かつ A > 300㎡ 階数が3以上 (地階も階数に含まれます) で、かつ建物全体で当該用途の床面積が300㎡超				
上記の建築物に付属する防火設備 (随時閉鎖式の防火戸) (共同住宅は除く) <ul style="list-style-type: none"> <li>● 防火扉</li> <li>● 防火シャッター</li> <li>● 耐火クロススクリーン</li> <li>● ドレンチャ―その他の水幕を形成する設備</li> </ul>							
昇降機、遊戯施設	エレベーター、エスカレーター、遊戯施設、小荷物専用昇降機 (テーブルタイプを除く※平成30年度から報告対象)						

<※> 上記の用途・規模で、かつ法第6条第1項第一号に該当する建物が定期報告の対象となります。

<※1> 飲食店等とは、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、及び飲食店の用途に供する建築物です。

<※2> 就寝用福祉施設とはサービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム、助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設、小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護の事業所、老人デイサービスセンター (宿泊サービスを提供するものに限る。)、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス (自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る) の事業所 (利用者の就寝の用に供するものに限る。)

<※3> 体育館、博物館、美術館等には、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場を含みます。  
(※いずれも学校に附属するものを除きます)